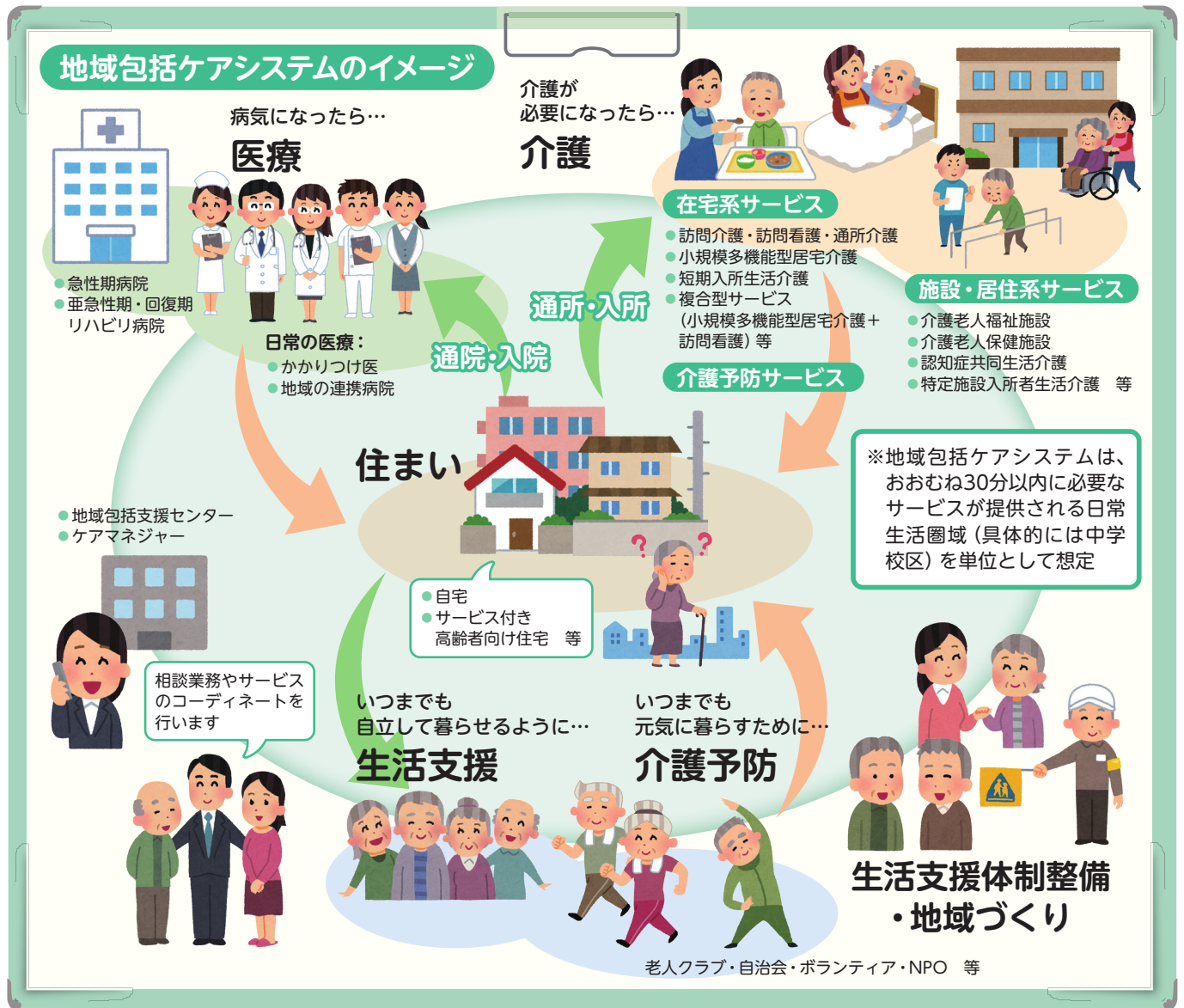


塩谷町高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

概要版

【2018年度～2020年度】 ～支え合うあたたかな地域づくりをめざして～



本計画は介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、将来の姿などを見据え、平成30年度からの3年間における高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。

本計画のもと、介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組むとともに、地域包括ケアシステムが機能する地域づくりを推進します。

平成30年3月
栃木県 塩谷町

塩谷町の高齢者等の将来像



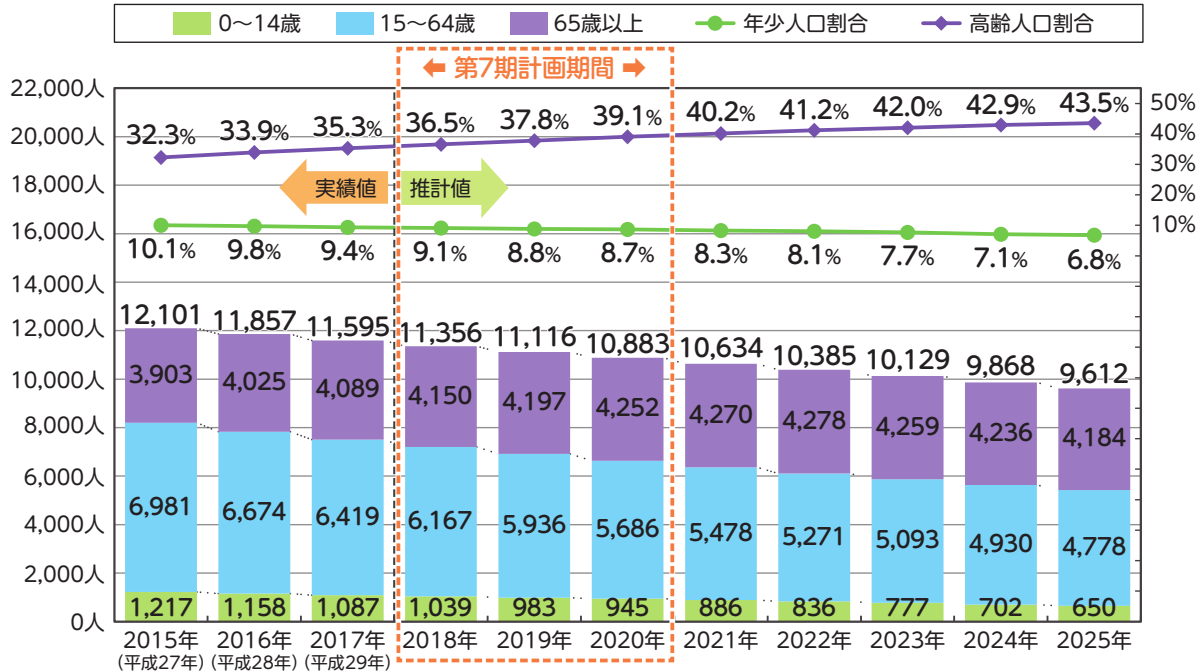
人口・高齢化率等の推計

本町における人口変化率の実績値を用いて将来人口の推計を行った結果、本町の人口は減少傾向にあり、計画期間の最終年となる2020年の人口は10,883人と推計されます。

一方、高齢者人口は増加傾向で推移することが見込まれ、2020年では4,252人、高齢化率は39.1%となる見込みです。

また、2025年においては、高齢者人口は4,184人、高齢化率は43.5%に達する見通しです。

●人口と高齢化率の推計



資料：平成27～29年は住民基本台帳の実績値。2018年以降は推計値。

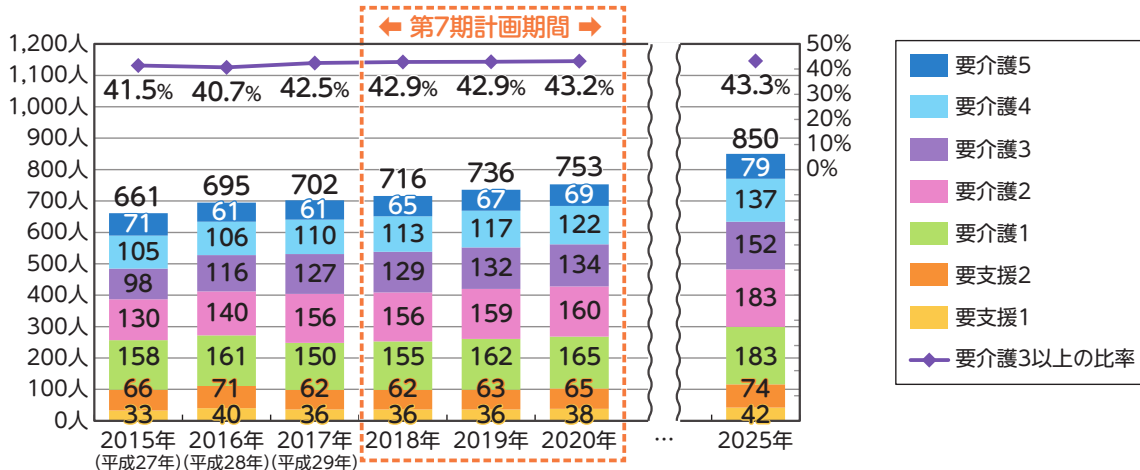
各年10月1日現在

要支援・要介護者の推計

本町の要支援・要介護者数は増加傾向にあることから、第7期計画期間においても認定者数の増加が見込まれ、2020年における認定者数は平成29(2017)年より51人増の753人と推計されます。

また、2025年の認定者数は850人と推計されます。

●要介護者の推計



資料：平成27～29年は介護保険事業状況報告の実績値。2018年以降は推計値。

各年9月末日現在



基本理念及び基本目標に基づく、本計画の体系は次のとおりです。

基本理念の実現、地域包括ケアシステムの推進に向け、4つの基本目標に掲げ、施策を展開します。

基本
理念

支え合う あたたかな地域づくりをめざして

～ 地域包括ケアシステムの構築 ～

<施策の方向>

<推進する施策>

基本目標 1
“にこにこ”
健康づくり

- 1 生きがいづくり・社会参加の促進
- 2 介護予防の取り組みの推進
- 3 健診（検診）・保健事業等の実施

基本目標 2
“思いやり”のある
まちづくり

- 1 地域包括支援センターによる総合的な相談・支援
- 2 高齢者の安全確保
- 3 高齢者の虐待防止と権利擁護
- 4 高齢者の安心の住まいと生活空間の確保

基本目標 3
“ほっとなこころ”の
地域づくり

- 1 高齢者の生活を支える体制の強化
- 2 生活支援サービスの提供
- 3 認知症施策の推進
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 家族介護の支援

基本目標 4
“自立いきいき”
環境づくり

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 第7期における介護サービス基盤の整備
- 3 サービスの質の向上と利用者支援の充実



主な施策

●地域のサロン活動の推進

概要・方針

介護予防ボランティア講座修了者や民生委員等を中心とした、住民主体の集いの場である「地域サロン」づくりを推進しており、平成29（2017）年12月現在では5地区で展開しています。

高齢者が自力で歩いて行くことのできる身近な地域の集いの場である「地域サロン」を行政区ごとに設置できるよう、地域の担い手の育成を並行して行いながら、住民主体による設置と運営を支援していきます。



実績と見込み

	(カ所)	第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
サロン数	(カ所)	未実施	未実施	5	10	20	30

●介護予防教室 ～火曜サロン・すいすい教室・きんきん教室～

概要・方針

65歳以上の方を対象に、週に1回レクリエーションや体操を行う介護予防教室を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行っています。

大宮地区では「火曜サロン」、船生地区では「すいすい教室」、玉生地区では「きんきん教室」を実施しており、新たな地域の担い手であるボランティアを中心に運営されています。

事業を継続するとともに、参加の促進を図るための周知に努めます。



実績と見込み

	(回)	第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	(回)	79	105	133	140	150	160
延参加人数	(人)	1,780	1,654	2,200	2,300	2,400	2,500

●介護予防ボランティア養成講座

概要・方針

介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域のサロン活動や訪問介護事業の支援者となるサポーターを養成しています。

住民主体の集いの場や訪問事業を推進していくため、地域の新たな担い手となるサポーターの育成に引き続き取り組んでいきます。



実績と見込み

	(回)	第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
講座実施回数	(回)	未実施	8	8	16	24	32
育成人数	(人)	未実施	20	10	25	30	35



主な施策

●地域包括支援センターによる総合的な相談・支援

概要・方針

地域包括支援センターにおいて、高齢者及び家族等からの相談への対応を図るとともに、必要なサービス利用につなぐための調整を行います。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、包括的・継続的ケア体制の充実を図るため、主治医・ケアマネジャーとの協働や地域との関係機関との連携に努め、ケアマネジメントの後方支援を行います。

地域包括支援センターの周知に努め、情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行います。



実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
総合相談数	(件)	700	579	450	700	800	850
権利擁護相談数	(件)	11	42	23	30	35	40
包括的・継続的ケアマネジメント	(件)	30	84	40	50	60	80
介護予防ケアマネジメント	(件)	906	1,017	1,100	1,200	1,300	1,400

●防災・災害時支援体制の充実

概要・方針

ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、災害時に援護を必要とする方を把握し、援護を必要とする方とそれを支援できる方や、避難場所を確保します。現状では、民生委員により災害時における基本事項調査と、要援護者の把握を行っています。

今後、災害時要援護者対応マニュアル策定に向け、具体的な施策を検討し、医療情報や連絡先情報等、緊急連絡情報の共有による支援体制づくりに努めます。また、要援護者の把握した状況の有効活用を図るため、要援護者台帳の整備に取り組みます。



●高齢者の虐待防止と権利擁護

概要・方針

- ・高齢者虐待防止法に即した適切な対応が取れる体制を整備するとともに、住民に対し高齢者虐待に対する知識の普及啓発を行い、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

- ・親族等がなく、判断能力が不十分な認知症高齢者の福祉の充実を図るため、成年後見制度の普及啓発と無料相談会を行います。また、町長が親族等に代わって行う審判請求手続き等の支援を行います。

- ・社会福祉協議会と連携し、高齢者の日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う日常生活自立支援事業(あすてらす)の普及啓発と、利用支援(代行、代理、情報提供)を行います。



実績と見込み

日常生活自立支援事業 (あすてらす)		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	(人)	2	2	4	5	5	5



主な施策

●生活支援体制整備事業

概要・方針

生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議会の設置により、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
生活支援コーディネーター	(人)	－	1	2	2	3	3

●認知症サポーターの養成

概要・方針

町内の中学生、壮年層、町内の企業に対して、サポーター養成講座を開催し、地域におけるサポーターを養成します。また、サポーターの活動の在り方について検討します。

さらに、認知症サポーター養成講座の講師役を務めるキャラバンメイトの養成に取り組みます。



実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
講座実施回数	(回)	2	6	7	8	9	10
参加者数	(人)	49	101	235	250	260	280

●地域見守りネットワークの確立

概要・方針

75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緊急時に必要な物を入れておく「安心箱」の配布とともに、見守りに対するニーズ調査を実施します。

希望する方には、保健福祉課（地域包括支援センター）や社会福祉協議会が中心となり、見守りに取り組みます。

地域内における「互助」の体制ができるよう具体的な施策を決め、関係機関及び地域住民との連携に努めます。



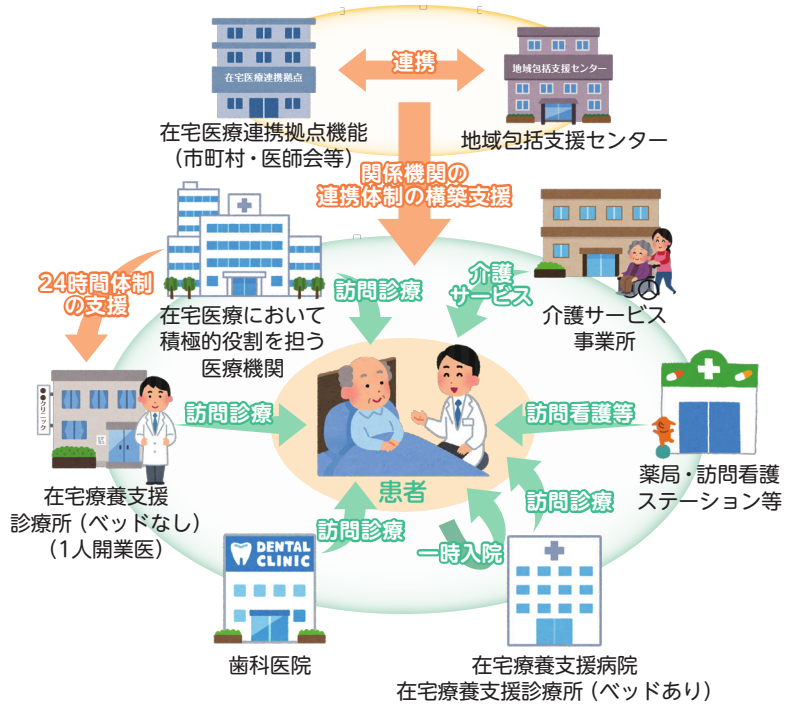
実績と見込み

		第6期実績値			第7期計画値		
		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度	2019年度	2020年度
ネットワーク登録者数	(人)	233	246	230	230	230	230

●在宅医療・介護連携の推進

概要
方針

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、地域の医療機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。



基本目標

4

“自立いきいき”環境づくり

～介護サービスの充実と利用の支援～

主な施策

●日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活が続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本町では、第7期においても、人口、面積、交通事情、各施設の整備状況等を考慮し、引き続き、第3期から第6期まで設定された3圏域を日常生活圏域として設定します。



●塩谷町の日常生活圏域

区分 ()内は単位	圏域			
	計	玉生地区	大宮地区	船生地区
面積 (km ²)	176.06	70.67	42.01	63.38
人口 (人)	11,513	4,074	3,878	3,561
高齢者数 (人)	4,098	1,429	1,362	1,307
高齢化率 (%)	35.5	35.0	35.1	36.7

注) 平成30年2月末日現在

●介護サービス基盤の整備

平成30(2018)年2月末日現在、町内においては、居宅介護支援が6事業所、居宅サービスが3事業所、地域密着型サービスが5事業所、施設サービスが3事業所あり、制度開始から本町のサービス基盤の整備が進展しています。

●町内の介護サービス事業所

サービス区分	事業所数
居宅介護支援(介護予防支援)	6事業所
居宅サービス(介護予防サービス)	13事業所
訪問介護	3事業所
訪問看護	1事業所
通所介護	4事業所
通所リハビリテーション	1事業所
短期入所生活介護	3事業所
福祉用具貸与	1事業所
地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス) ※原則、本町住民だけが利用可	5事業所
通所介護	1事業所 ※2018年3月末日廃止予定
小規模多機能型居宅介護	1事業所
グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	2事業所
小規模特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	1事業所
施設サービス	2事業所
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)	1事業所
老人保健施設(介護老人保健施設)	1事業所



注) 事業所数は複数サービス提供による重複あり。

平成30年2月末日現在

●第1号被保険者の介護保険料(所得段階別保険料額)

所得段階	対象者		基準額に対する割合	保険料額(円)
				第7期年額 (2018~2020年度)
第1段階	世帯全員が町民税非課税	●生活保護受給者の方	×0.50 (0.45) ※3	35,700 (32,100) ※3
		●高齢福祉年金※1受給者の方 ●前年の合計所得金額※2+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が町民税非課税	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	×0.75	53,600
第3段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方		
第4段階	本人が町民税非課税 (世帯に市民税課税者がいる)	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	×0.90	64,300
第5段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方		
第6段階	本人が町民税課税	●前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.00 【基準額】	71,500
第7段階		●前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方		
第8段階		●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		
第9段階		●前年の合計所得金額が300万円以上の方		

※1 高齢福祉年金: 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額: 収入金額から必要経費の相当額を控除した額で、雑損失・純損失の繰越控除前の金額です。

※3 ()内は、公費軽減後の第1段階該当者の実費負担割合・額です。2019年度以降は未定です。